

大阪府立大学教員活動点検・評価方針

2020年8月5日策定
教員活動点検・評価実施委員会

第1 趣旨

この基本方針は、大阪府立大学における、教員個人の教育研究活動等の点検・評価（以下、「教員活動点検・評価」という。）の実施に関する基本的事項等について定める。

第2 目的

教員の教育・研究・社会貢献・大学運営の諸活動について現状を把握し、適正な評価を行うことによって、教育研究活動の活性化及び質の向上を図り、併せて大学運営の改善を図るとともに、大学としての社会的説明責任を果たすことを目的とする。

第3 点検・評価の対象者

教員活動点検・評価の対象者は、公立大学法人大阪教職員就業規則第2条第2項に定める教員（教授、准教授、講師、助教）のうち、大阪府立大学に所属するものとする。

第4 点検・評価の実施単位

教員活動点検・評価の評価実施単位は、原則として教育研究組織（研究科専攻、高等教育推進機構等）とする。

第5 点検・評価領域及び項目

教員活動点検・評価の点検・評価領域は、教育、研究、社会貢献及び大学運営とする。各領域について、全学に共通した点検・評価の項目を設定する。

第6 点検・評価の期間

教員活動点検・評価は各評価対象領域における毎年度の活動状況把握を前提とし、点検・評価は基本的には3年間の活動実績を対象として実施する。

第7 点検・評価の方法

教員活動点検・評価の具体的な実施方法については、実施要領として別途定めることとする。

第8 点検・評価の結果

教員活動点検・評価結果は、教員の諸活動並びに大学組織の運営の改善及び向上に活用する。

第9 点検・評価理由開示

部局における点検・評価の結果について、教員本人が説明を求めることができるとし、各専攻長及び副機構長並びに研究科長及び機構長はそれに対して真摯に対応し、点検・評価結果の妥当性について最終的判断を行わなければならない。

第10 評価結果の公表

教員活動点検・評価結果については、大学全体の評価結果の集計を公表する。

附 則

この基本方針は、2020年8月5日から施行する。